

山添村チャイルドシート購入奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、チャイルドシート購入時における経済的負担の軽減を図るためその一部を助成し、自動車同乗中の乳幼児の安全をはかり、交通安全運動の推進並びに交通事故防止に奇与することを目的とするとともに、若者定住対策事業の一環とする。

(定義)

第2条 この要綱においてチャイルドシートとは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第71条の3第3項に規定する幼児用補助装置をいう。

(奨励金の交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、この奨励金交付申請日現在において6歳未満の児童を養育している者で、本村に住民登録を有するものとする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、チャイルドシート1椅につき、購入価格の2分の1の額とし、10,000円を限度とする。ただし、当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(奨励金の交付申請等)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、村長に提出するものとする。

- (1) 奨励金交付申請書（様式1）
- (2) 奨励金交付請求書（様式2）
- (3) チャイルドシート購入領収書

(奨励金の交付)

第6条 村長は、前条の規定による申請を受けた場合において適当と認めるときは、奨励金を交付する。

2 奨励金の交付対象者は児童1人ついて1回限りとする。

(奨励金の返還)

第7条 村長は、偽りその他不正な行為により奨励金を受けた場合、当該奨励金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関して必要な事項は、村長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。